

第1号事業 「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」

項目	業務内容																												
1 電話相談 (手紙、FAX、メールを含む)	<p>総件数 5,140件(前年度件数5,509件) 月平均 428件 (相談者数 1,589名 ～ 男性 503名、女性 1,072名、その他 3名、不明 11名)</p> <table border="1"> <tr> <td>4月</td><td>398</td> <td>5月</td><td>420</td> <td>6月</td><td>443</td> <td>7月</td><td>447</td> </tr> <tr> <td>8月</td><td>463</td> <td>9月</td><td>448</td> <td>10月</td><td>461</td> <td>11月</td><td>432</td> </tr> <tr> <td>12月</td><td>344</td> <td>1月</td><td>444</td> <td>2月</td><td>420</td> <td>3月</td><td>420</td> </tr> </table>	4月	398	5月	420	6月	443	7月	447	8月	463	9月	448	10月	461	11月	432	12月	344	1月	444	2月	420	3月	420				
4月	398	5月	420	6月	443	7月	447																						
8月	463	9月	448	10月	461	11月	432																						
12月	344	1月	444	2月	420	3月	420																						
被害別 受理状況	<table border="1"> <tr> <td>・殺人</td><td>1010</td> <td>・DV</td><td>35</td> </tr> <tr> <td>・強盗</td><td>68</td> <td>・ストーカー</td><td>101</td> </tr> <tr> <td>・強制的性交等</td><td>945</td> <td>・交通被害</td><td>639</td> </tr> <tr> <td>・強制わいせつ</td><td>679</td> <td>・財産的被害</td><td>216</td> </tr> <tr> <td>・他の性被害</td><td>184</td> <td>・その他の被害</td><td>169</td> </tr> <tr> <td>・暴行・傷害</td><td>755</td> <td>・死別、自殺</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>・虐待</td><td>7</td> <td>・その他</td><td>328</td> </tr> </table>	・殺人	1010	・DV	35	・強盗	68	・ストーカー	101	・強制的性交等	945	・交通被害	639	・強制わいせつ	679	・財産的被害	216	・他の性被害	184	・その他の被害	169	・暴行・傷害	755	・死別、自殺	4	・虐待	7	・その他	328
・殺人	1010	・DV	35																										
・強盗	68	・ストーカー	101																										
・強制的性交等	945	・交通被害	639																										
・強制わいせつ	679	・財産的被害	216																										
・他の性被害	184	・その他の被害	169																										
・暴行・傷害	755	・死別、自殺	4																										
・虐待	7	・その他	328																										
相談結果	5,140件中																												
助言等	(4,815件)																												
面接引継	(119件)																												
他機関等の 教示・紹介	<p>(206件) 内訳</p> <table border="1"> <tr><td>・弁護士関係</td><td>102</td></tr> <tr><td>・東京都相談関係機関</td><td>32</td></tr> <tr><td>・警察</td><td>19</td></tr> <tr><td>・精神保健関係</td><td>18</td></tr> <tr><td>・女性相談窓口</td><td>12</td></tr> <tr><td>・福祉関係</td><td>10</td></tr> <tr><td>・民間相談機関</td><td>8</td></tr> <tr><td>・他府県支援組織</td><td>5</td></tr> <tr><td>・検察、裁判所関係</td><td>0</td></tr> <tr><td>・医療関係</td><td>0</td></tr> </table>	・弁護士関係	102	・東京都相談関係機関	32	・警察	19	・精神保健関係	18	・女性相談窓口	12	・福祉関係	10	・民間相談機関	8	・他府県支援組織	5	・検察、裁判所関係	0	・医療関係	0								
・弁護士関係	102																												
・東京都相談関係機関	32																												
・警察	19																												
・精神保健関係	18																												
・女性相談窓口	12																												
・福祉関係	10																												
・民間相談機関	8																												
・他府県支援組織	5																												
・検察、裁判所関係	0																												
・医療関係	0																												
相談実施時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総実施時間(電話のみ) 32,596分(約543時間) ・ 平均実施時間 約9分/回 																												
2 面接相談 (カウンセリング)	<p>総件数 1,134件 (前年度件数 1,359件) 月平均 95件 (相談者数 228名 ～ 男性 58名、女性 170名)</p> <table border="1"> <tr> <td>4月</td><td>106</td> <td>5月</td><td>100</td> <td>6月</td><td>94</td> <td>7月</td><td>111</td> </tr> <tr> <td>8月</td><td>105</td> <td>9月</td><td>88</td> <td>10月</td><td>87</td> <td>11月</td><td>76</td> </tr> <tr> <td>12月</td><td>82</td> <td>1月</td><td>76</td> <td>2月</td><td>82</td> <td>3月</td><td>127</td> </tr> </table> <p>面接相談については、電話等による相談内容から判断して、早期に情報提供等の支援が必要な人や、精神的被害等を受けて、継続的な面接が必要な人に対して実施している。</p>	4月	106	5月	100	6月	94	7月	111	8月	105	9月	88	10月	87	11月	76	12月	82	1月	76	2月	82	3月	127				
4月	106	5月	100	6月	94	7月	111																						
8月	105	9月	88	10月	87	11月	76																						
12月	82	1月	76	2月	82	3月	127																						

	2020年度からは東京都が行う経済的支援制度の説明と申請書類作成の補助を行っている。			
被害別 受理状況	・殺人	311	・暴行・傷害	118
	・強盗	25	・交通被害	226
	・強制性交等	341	・その他の被害	5
	・強制わいせつ	93	・その他	9
	・他の性被害	6		
相談結果 (228名中)	・面接継続中	135名		
	・終結	93名		
相談の端緒 (228名中)	・電話相談		35名	
	・他機関等からの紹介 (うち、警察情報提供から		84名 24名)	
	・同行家族等		15名	
	・来所者		13名	
	・昨年度からの継続		81名	
支援内容	<p>ケース 性被害(被害者～40代)</p> <p>仕事中に訪問した加害者宅で刃物を突き付けられるなどして被害にあった。警察からの情報提供で来所、面接となった。被害者は「自分の精神状態が分からない。仕事に復帰しても大丈夫だろうか」と不安感を語った。事件後は怒りが強く、周囲の人に対してイライラをぶつけてしまう、物事を悲観的に考えて気持ちが落ち込む、寝つきが悪いなど、様々な症状を抱えていた。精神科を受診して服薬することと並行して、心理士によるカウンセリングを実施、被害後の症状の軽減に有効であるPEプログラム(トラウマ焦点化認知行動療法)を行った。被害者は事件を思い出させる事柄に強い不安を感じている様子で、刑事裁判も傍聴できないと語っていたが、セッションが進むにつれ徐々に症状が緩和されて感情のコントロールもできるようになり、「自分の思いを裁判にしっかり反映してほしい」と思うまでになった。弁護士からの助言ももらいながら意見陳述を作成し、裁判では自分で読み上げることができた。「プログラムは本当に大変だったが頑張って良かった。意見陳述で気持ちの整理ができた」との感想を述べた。今後はフォローアップの面接を継続し、復職に向けたサポートを行う予定である。</p> <p>* 事例には若干の変更を加えている。</p> <p>2008年4月から開始された東京都との協働事業において、精神科医及び臨床心理士による専門的な精神的ケアを、必要に応じて提供できるようになった。従来からの相談員による相談・支援活動に加え、専門家による精神的ケアを同時に提供することによって、より効果的な支援が可能となっている。</p> <p>今後も被害者の状況に応じて相談員と臨床心理士が連携を図り、それぞれの役割を生かしながら適切な支援を行っていきたい。</p>			
相談実施時間	・総実施時間	66,436分(約1,107時間)		
	・平均実施時間	約59分/回		

第2号事業「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」

被害者への直接的支援事業	2001年4月から本事業を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問等の支援を行っている。																				
支援対象	<p>総対象者 148名（前年対象者数 154名）</p> <table border="0"> <tr> <td>・殺人</td> <td>46</td> <td>・暴行・傷害</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>・強盗</td> <td>3</td> <td>・交通被害</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>・強制性交等</td> <td>26</td> <td>・その他の被害</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・強制わいせつ</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・他の性被害</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・殺人	46	・暴行・傷害	20	・強盗	3	・交通被害	27	・強制性交等	26	・その他の被害	0	・強制わいせつ	26			・他の性被害	0		
・殺人	46	・暴行・傷害	20																		
・強盗	3	・交通被害	27																		
・強制性交等	26	・その他の被害	0																		
・強制わいせつ	26																				
・他の性被害	0																				
支援状況	<p>総件数 882件（前年件数 635件） 月平均 74件</p> <table border="0"> <tr> <td>・裁判所付添</td> <td>201</td> <td>・自宅訪問</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>・代理傍聴</td> <td>79</td> <td>・関係機関付添</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>・検察庁付添</td> <td>192</td> <td>・病院付添</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・警察署付添</td> <td>17</td> <td>・その他</td> <td>120</td> </tr> </table> <p>※「その他」とは、ケース会議や送迎等である。</p>	・裁判所付添	201	・自宅訪問	17	・代理傍聴	79	・関係機関付添	255	・検察庁付添	192	・病院付添	1	・警察署付添	17	・その他	120				
・裁判所付添	201	・自宅訪問	17																		
・代理傍聴	79	・関係機関付添	255																		
・検察庁付添	192	・病院付添	1																		
・警察署付添	17	・その他	120																		
支援内容	<p>ケース 殺人(遺族:被害者の父親～60代)</p> <p>長女が交際相手から殺害された。遺族が東京都経済的支援制度(見舞金支給)の対象となるため、警視庁被害者支援室から連絡が入り支援につながった。遺族は都外に居住しており、面接に来ていただくことが難しかったため、電話でのやりとりを続け、刑事手続の進行にあわせて要望を聞き取り、対応していった。遺族から「今後の裁判のことや損害賠償のことなど全く分からないので弁護士に相談したい」との要望があったため、弁護士につなげオンラインで相談できる場を設定した。何度かの相談を重ね、裁判にどこまで関わるか、損害賠償はどのような方法で行うかなど、遺族自身で決定していくことができた。</p> <p>その後、遺族が裁判で証言することとなったため、証言打ち合わせや証言当日の付添い支援を実施することとなった。あわせて意見陳述も行うことを決断した。警視庁犯罪被害者支援室、被害者参加弁護士と連携し、遺族の上京時には検察庁や裁判所への付添い支援、他の期日には代理傍聴を行った。遺族は「被害者のために」という思いでしっかりと証言を終えられ、意見陳述でも遺族の心情、娘への思いを伝えることができた。支援員は遺族の心情に配慮しながら、手続の負担軽減に努めた。事件は控訴となったことから、今後も代理傍聴などの支援を継続予定である。</p> <p>* 事例には若干の変更を加えている。</p> <p>早期援助団体の利点を生かし、事件後早い時期から関係機関と連携して直接的支援を行っていきたい。</p>																				

第3号事業「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業」

給付金の申請の補助	<p>電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明、関係機関への付添い等の支援を行った。</p> <p>6件実施</p>
-----------	---

第4号事業「被害者自助グループへの支援事業」

被害者自助グループへの支援事業	犯罪被害者の遺族（交通死亡事故を含む）が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループメンバーに対する支援を行った。
支援実施状況	1 犯罪被害者遺族自助グループ交流会(会員29名) 11回 2 市原刑務所における被害者の感情理解プログラム(11回)、東京家庭裁判所における交通講習の講師派遣(13回)等 3 警察署等における講演活動の連絡調整

第5号事業「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」

(業)

1 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	被害者支援活動の推進にあたって、関係機関団体主催の会議に参加したほか、合同会議の開催などを通じて連携体制を強化するとともに、個々の相談支援活動においても関係機関の担当者と連絡・調整を行った。
関係機関・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国被害者支援ネットワーク新任事務局長等研修に参加し、被害者支援の現状について学びを深めた。(4月17日) ・ 全国被害者支援ネットワーク全国事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。(4月18日) ・ 警視庁犯罪被害者支援室 被害遺児招待イベントに参加、協力した。(4回:5月5日、8月22日、11月4日、2月17日) ・ 東京都総務局人権部、警視庁犯罪被害者支援室と総合支援会議を行い連携強化に向けて、情報共有や意見交換を行った。(7回:5月31日、8月21日、10月27日、11月30日、12月28日、2月29日、3月26日) ・ 全国被害者支援ネットワーク経理事務担当者研修に出席し、情報交換を図った。(7月6日) ・ 警察庁「交通事故被害者サポート事業検討会」に出席し、意見交換を行った。(3回:7月28日、12月22日、2月20日) ・ 全国被害者支援ネットワーク支援活動責任者研修に出席し、情報交換を図った。(8月5日) ・ 全国被害者支援ネットワーク関東甲信越ブロック事務局長等会議に出席し、情報交換を図った。(10月6日) ・ 東京都事業「痴漢被害実態把握調査」ヒアリングに協力した。(10月13日) ・ 総務省東京行政評価事務所 東京一日合同行政相談所に相談員を派遣、協力した。(10月16日) ・ 東京地方検察庁犯罪被害者支援室からの研修生を受け入れ、連携を図った。(10月23日～11月2日 1名、11月20日～12月1日 1名) ・ 警視庁犯罪被害者支援室からの研修生を受け入れ、連携を図った。(10月23日～11月2日 1名) ・ 警察庁交通事故被害者サポート事業「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」に参加し、意見交換を行った。(10月24日) ・ 警察庁「犯罪被害者支援施策」に関するヒアリングに協力した。(11月6日)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁令和5年度犯罪被害類型別等調査に係る企画分析会議に出席し、意見交換を行った。(4回:11月15日、11月28日、1月26日、2月26日) ・ 東京都教育庁人権教材学習ビデオ撮影に協力した。(11月22日) ・ 東京都「犯罪被害者等支援を進める会議」に出席し、関係機関・団体と意見交換を行った。(1月31日) ・ 犯罪被害者支援関連団体と東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。(2月14日) ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援関係者連絡調整会議に出席し、情報共有を図った。(3回:7月11日、12月18日、3月28日) ・ 犯罪被害者支援関連団体と東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。(2月15日) ・ その他、関係機関等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)
<p>区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都犯罪被害者支援連絡会」に出席し、各機関・団体における相互理解と連携強化を図った。 (事務担当者会議:7月5日、総会:1月25日) ・ 東京都「女性も男性も輝くTOKYO会議」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(7月6日) ・ 「東京都子供・若者支援協議会(連絡調整部会)」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(7月14日) ・ 練馬区「犯罪被害者等支援推進連絡会議」に出席し、連携強化に向けて情報共有を図った。(11月6日) ・ 世田谷区「犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会」に出席し、関係機関・団体と条例制定に向けて意見交換を図った。(3回:12月20日、1月31日、3月14日) ・ その他、自治体被害者支援担当部署等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)
<p>2 東京都人権部との連携・協働による被害者支援事業</p>	<p>平成20年4月1日から、東京都人権部と協定「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、連携・協働による被害者支援事業を行っている。</p> <p>事業内容は、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置し、電話・面接相談、東京都の経済的支援等に関する窓口業務、病院や警察署等への付添いなどの直接的支援及び精神科医等による精神的支援等のほか、東京都職員等に対する犯罪被害者等への対応能力の向上に必要とされる研修等を実施した。</p> <p>また、区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化を目的として、「区市町村からの研修生受入」を行った。</p>
<p>研修実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都職員等に対する研修会の実施 6回 <ul style="list-style-type: none"> 〔 東京都一般職員・関係機関担当者対象 1回 〕 〔 区市町村職員対象 4回 〕 〔 学校関係者対象 1回 〕

<p>区市町村訪問 研修生受入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村訪問・助言の実施 8回 (豊島区、江戸川区、三鷹市、目黒区、稲城市、荒川区、国立市、狛江市) ・ 区市町村からの研修生受入 3回(1回5日間) 3名(世田谷区、千代田区、武蔵野市)
<p>3 加盟民間被害 者支援団体との 連携</p>	<p>被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにするため、加盟民間被害者支援団体の相談員等に対し、「直接的支援実地研修」を行い、被害者支援に関する知識、技能の習得を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的支援実地研修 9回(1回5日間) 17団体17名

第6号事業「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」

(業)

相談員・ボランティアの養成及び研修事業	内閣府作成「民間被害者支援団体におけるカリキュラム・モデル案」に基づいて各種研修を実施し、知識・技術の習得・向上に努めた。
1 ボランティア候補者研修	被害者支援の啓蒙、直接的支援活動及び相談業務の拡充を図るため、参加者を公募して被害者支援セミナーを開催し、被害者の実状、被害者支援等に関する研修を行った。 被害者支援セミナー 6月11日 参加者 44名
2 基礎研修	被害者支援に必要な基礎的知識を習得するため、ボランティア候補者及びボランティア(現在12名登録)に対し、全国被害者支援ネットワーク発刊の「直接支援員初級マニュアル」等を活用して、当センター役職員及び部外講師による研修を実施し、関係法令その他支援に必要な知識の習得を図った。 基礎研修 5回
3 実地研修	犯罪被害相談員や関係機関等からの研修生等が相談支援活動に関する実務能力を習得するため、電話・面接相談、直接的支援、被害者自助グループ活動を行う際に指導者が同席・同伴して、個別で指導助言を行った。
4 継続研修 内部研修	ボランティア及び犯罪被害相談員等の支援能力の向上及び直接的支援に向けた法令等の習得を図るため、精神科医、弁護士、関係機関等による全体研修及び相談支援室長等による個別研修を行っている。 内部及びボランティア研修 17回
5 外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて、被害者支援に必要な知識及び技能の習得を図った。 ○ 犯罪被害者支援弁護士フォーラム シンポジウム(4月15日 6名) ○ 第32回日本被害者学会(5月20日 5名) ○ ト라우マフォーカスト認知行動療法 ラーニング・コラボティブ研究会(6月1日 1名) ○ 狭山市犯罪被害者支援のためのミニセミナー(7月19日 1名) ○ 第22回日本トラウマティック・ストレス学会(8月5日～6日 5名) ○ 社会安全・警察学研究所設立10周年記念「子どもの話を大切にする」犯罪被害を受けた子のための他機関・多職種連携(9月9日 1名) ○ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク研修会 ・ フォーラム (10月13日 6名) ・ 秋期全国研修会 (10月14日～15日 14名)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狭山市犯罪被害者支援条例制定記念講演会参加(10月21日 1名) ○ 多摩市犯罪被害者週間行事(11月12日 3名) ○ 狭山市犯罪被害者等支援の会「オリーブ」紙芝居試写会(11月21日 1名) ○ 文京区犯罪被害者週間行事(11月23日 4名) ○ 警察庁被害者週間中央イベント参加(12月1日 3名)
6 事例検討会の実施	<p>実際の相談事例及び直接的支援の実施事例を取り上げ、精神科医、相談支援室長及び相談支援室長代理等からの助言指導のもと事例検討会を実施し、個々の事例に対する適切な相談・支援要領等を検討した。</p> <p>事例検討会 56回</p>

第7号事業 「被害者の実態に関する調査及び研究事業」

調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国被害者支援ネットワーク加盟団体を対象に、「被害者支援におけるオンライン面接実施に関する調査を行った。(2023～2024実施:公益財団法人犯罪被害救援基金助成事業) ・ 第22回日本トラウマティックストレス学会に出席し、トラウマからの回復やPTSDに有効な治療法などについて学んだ。 ・ 日本被害者学会第32回学術大会に出席し、有識者より被害者の現状や関係法令などについて学んだ。
--------	--

第8号事業 「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」

広報啓発事業	<p>被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">関東管区警察学校、警察署等への講師派遣</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">52回</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の講師派遣 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等)</td> <td style="text-align: right;">104回</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>センター視察・見学</td> <td style="text-align: right;">20回</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>犯罪被害者支援キャンペーン (11月2日～3日に新宿駅西口イベント広場にて開催)</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン・パネル展 (品川区4/10・9/15・12/11、江戸川区4/15、渋谷区6/15、警視庁警察学校5/9～26、鮫洲運転免許試験場6/27～29、青梅市7/28、15署合同9/29、足立区11/8、八王子市11/10、立川市11/27、多摩地区11/27、文京区11/27、17署合同11/28、清瀬市11/30、国分寺市12/1・1/12、世田谷区12/1、深川3署合同12/6、杉並区2/6、20署合同2/10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>センターニュースの発行 (4月・8月:各12,000部、12月:14,500部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼(3月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ ポスター (B2)</td> <td style="text-align: right;">500枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポスター (A3)</td> <td style="text-align: right;">2,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポスター (A4)</td> <td style="text-align: right;">3,000枚</td> </tr> </table>	1	関東管区警察学校、警察署等への講師派遣	52回	2	全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣	1回	3	その他の講師派遣 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等)	104回	4	センター視察・見学	20回	5	犯罪被害者支援キャンペーン (11月2日～3日に新宿駅西口イベント広場にて開催)	1回	6	区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン・パネル展 (品川区4/10・9/15・12/11、江戸川区4/15、渋谷区6/15、警視庁警察学校5/9～26、鮫洲運転免許試験場6/27～29、青梅市7/28、15署合同9/29、足立区11/8、八王子市11/10、立川市11/27、多摩地区11/27、文京区11/27、17署合同11/28、清瀬市11/30、国分寺市12/1・1/12、世田谷区12/1、深川3署合同12/6、杉並区2/6、20署合同2/10)		7	センターニュースの発行 (4月・8月:各12,000部、12月:14,500部)		8	ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼(3月)			○ ポスター (B2)	500枚		ポスター (A3)	2,000枚		ポスター (A4)	3,000枚
1	関東管区警察学校、警察署等への講師派遣	52回																																
2	全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣	1回																																
3	その他の講師派遣 (検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等)	104回																																
4	センター視察・見学	20回																																
5	犯罪被害者支援キャンペーン (11月2日～3日に新宿駅西口イベント広場にて開催)	1回																																
6	区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン・パネル展 (品川区4/10・9/15・12/11、江戸川区4/15、渋谷区6/15、警視庁警察学校5/9～26、鮫洲運転免許試験場6/27～29、青梅市7/28、15署合同9/29、足立区11/8、八王子市11/10、立川市11/27、多摩地区11/27、文京区11/27、17署合同11/28、清瀬市11/30、国分寺市12/1・1/12、世田谷区12/1、深川3署合同12/6、杉並区2/6、20署合同2/10)																																	
7	センターニュースの発行 (4月・8月:各12,000部、12月:14,500部)																																	
8	ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼(3月)																																	
	○ ポスター (B2)	500枚																																
	ポスター (A3)	2,000枚																																
	ポスター (A4)	3,000枚																																

○ リーフレット(一般用)	175,000 部
リーフレット(直接的支援用)	13,500 部
リーフレット(被害者本人用)	4,100 部
リーフレット(被害者家族用)	4,100 部
リーフレット(遺族《子どもの保護者》用)	4,100 部
リーフレット(関係機関用)	4,100 部
リーフレット(目撃者用)	4,100 部
リーフレット(性被害《子どもの保護者》用)	4,100 部
リーフレット(遺族用)	200 部
四つ折りリーフレット	6,000 部
○ 小冊子(被害者子ども用)	2,000 部
9 遺族の手記「もう一度会いたい23集」配布(9月)	31,000 部
10 情報紙等への広報掲載	
○ タブロイド新聞「月刊はいからエスト」(東京版)(年6回)、「季刊誌はいから」(年4回)	
○ たまきたPAPER(多摩版)(年4回)	
11 デジタルサイネージ等を活用した広報活動	
○ 品川区役所(4月)	
○ 渋谷区役所(6月)	
○ 青梅市役所(9～12月)	
○ 伊勢丹立川店オーロラビジョン(11月)	
○ 浅草六区(4月～)	
12 クリアファイル作成(3月)	23,500 枚
13 クリアホルダー作成(3月)	1,200 枚
14 都内区市町村に対する広報記事掲載依頼	(随時)
15 ホームページ及びスマートフォンサイトの改訂	(随時)

第9号事業 「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

会員確保に向けた活動	<p>会員・寄附の獲得のため以下の活動を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 センターニュースの発行(年3回) 2 各種講演・講義等の実施 3 犯罪被害者支援自動販売機の設置(新規26台)及び支援企業契約 4 企業訪問等 5 募金箱の設置
------------	--